

北九州市公害防止条例等の一部改正について (パブリックコメントの実施結果)

北九州市環境審議会に諮問中の北九州市公害防止条例等の一部改正について、このたび、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果についてご報告します。

1 意見募集期間

令和4年8月23日(火)～令和4年9月26日(金) (35日間)

2 意見提出状況

- (1) 提出者 6名(電子メール:5名、持参:1名)
(2) 提出意見数 27件
(3) 提出された意見の内訳

項 目	件 数
1. 石綿(アスベスト)規制に関するもの	17
2. アスベスト以外の規制に関するもの	5
3. 周知方法に関するもの	3
4. その他	2

3 資料「北九州市公害防止条例等の一部改正について」への反映状況

分 類	件 数
ア 追加・修正あり	5
イ 追加・修正なし	5
ウ その他 (掲載済み、または現行法・条例で規定済みなど)	17

**「北九州市公害防止条例等の一部改正について（案）」に対する意見の概要と
本市（北九州市環境審議会事務局）の考え方**

【意見の反映結果】

- ア 追加・修正あり
- イ 追加・修正なし
- ウ その他

（掲載済み、または現行法・条例で規定済みなど）

1. アスベスト規制に関するもの（17件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
1	石綿飛散による健康被害を防止するために市の責務を明記することに異存はありません。	ご意見ありがとうございます。	ウ
2	アスベストの除去工事は、これまで市の方も立入検査や測定などにご尽力いただいているとのこと。今回の条例改正で、事業者が工事期間中の点検結果を市に報告する制度をつくることは今以上に安全・安心に重要な取り組みだと思えます。 一方で、報告書の作成が事業者にとって過度な負担とならないような制度設計となるようお願いいたします。	今回の条例改正で事業者に提出を求める報告書は、数枚の様式に加え、大気汚染防止法で作成・保存が義務付けられている「作業記録」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で交付・回付が義務付けられている「産業廃棄物管理票」の写しを添付するものです。 このため、報告書の作成作業は、過度な負担としないと考えており、その旨を資料「北九州市公害防止条例等の一部改正について」に追記します。	ア
3	解体作業等による基準を超える石綿濃度が検出された時に、市長は、工事の差し止め等、緊急の対応ができることを明記すべきです。	お尋ねの緊急の対応としては、既に大気汚染防止法第18条の21で、市長が元請業者等に対して、作業基準に従うべきこと又は作業の一時停止を命じることができるとされています。	ウ
4	無届解体や、作業基準を大きく逸脱した作業を行った事業者に対し、改善計画の提出を求める事や、公共事業への入札禁止等の処分を行うことが出来るようにすべきです。	本市では現在も、大気汚染防止法の違反行為を確認した場合、その内容や程度に応じて、同法に基づく文書指導や改善対策に関する報告徴取を行っており、適宜、作業停止命令を行っております。 重大な法違反や命令違反を確認した場合には、同法に基づく罰則の適用に向け、関係機関と連携して対処することとなります。	ウ
5	石綿濃度測定結果等の不正があった場合の罰則規定の明確化が必要です。	石綿使用建材の事前調査結果の不正や負圧隔離内での石綿濃度測定を含む作業基準適合命令違反については、大気汚染防止法で罰則が定められています。	ウ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
6	<p>解体等の工事関係者が石綿の飛散の防止に努めることは言うまでもありません。</p> <p>解体工事等により、基準を超える石綿飛散が発生した場合、直ちに工事中止等の緊急措置をとるとともに、直ちに市に届け出る義務を明記すべきです。</p>	<p>大気汚染防止法では、石綿の飛散を防止するため、全ての解体等工事を対象として石綿の調査が義務付けられています。この調査で石綿が確認された場合には、レベル1から3の建材に応じた作業基準が同法で定められており、その遵守により、飛散防止が図られると考えています。</p> <p>本市では、作業前に立入検査を行って作業基準の遵守を確認しています。</p> <p>また、万一に備え、吹付け石綿、石綿含有断熱材等に係る解体については、市が敷地境界で大気中の石綿濃度を測定し、異常が確認された場合、立入検査を行い、同法に基づく文書指導や改善対策に関する報告徴取を行っており、適宜、作業停止命令を行っています。</p> <p>さらに、今回の条例改正で、作業記録の市への報告を義務付けることで、飛散防止対策の強化が進むと考えています。</p> <p>以上の取り組みを通じて、十分な飛散防止対策が図られると考えており、ご提案の届出義務を課す考えはありません。</p>	ウ
7	<p>街なかで古い建物の解体工事現場を通りかかる際、石綿が使用されていないのか気になります。</p> <p>工事業者は、石綿の使用有無を市民が分かるように、工事看板などで掲示すべきではないでしょうか？</p>	<p>石綿の使用有無に関する事前調査の結果等については、大気汚染防止法第18条の15第5項で、「解体等工事現場に公衆に見やすいように掲示すること」が規定されています。</p>	ウ
8	<p>解体工事周辺住民に対する周知徹底について</p> <p>ア)一定規模以上の(例えば80㎡)石綿含有建材の解体工事に関して、元請業者や自主施工者は、周辺住民に対して、事業者の氏名、石綿作業主任者名、特定粉じん測定の事前調査日時と検査機関、検査方法、測定結果、工事の期間や概要・除去作業方法、緊急時の連絡先等を公示するとともに、文書の配布、説明会の開催等、周辺住民とコミュニケーションをとりながら実施することの義務化が必要です。</p>	<p>元請業者の氏名や事前調査の結果等ご指摘の内容については、大気汚染防止法第18条の15第5項で、「解体等工事現場に公衆に見やすいように掲示すること」が規定されています。</p> <p>また、周辺住民とのコミュニケーションについては、本市への届出時等に近隣への周知を指導していることや、解体業者等も慣例的に近隣への挨拶等を行っていることを踏まえ、義務化する考えはありません。</p>	ウ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
9	イ）工事中に石綿飛散が疑われた場合、市の相談窓口の明確化をすべきです。	解体工事等により石綿飛散が疑われる場合は、環境局環境監視課が相談窓口となります。	ウ
10	届出対象工事完了後の報告義務の追加に関して、P10には「不適正な作業がなされた場合に飛散リスクが高い」と記載されています。それであるならば「工事完了から60日以内」の届け出義務では遅すぎるのではないかと考えます。神奈川県や川崎市の様に「30日以内」など短縮する必要があります。	<p>今回の条例改正で事業者に提出を求める報告書は、大気汚染防止法で義務付けられている作業記録による「作業期間を通じた飛散防止状況の確認」と、廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票による「適正処分の確認」です。</p> <p>このため、報告書の提出期限は、産業廃棄物管理票の回付期間を勘案し60日としました。そのため、期限の変更は行いませんが、日数の設定理由を、資料「北九州市公害防止条例等の一部改正について」に追記します。</p>	ア
11	レベル3の解体作業に関しても作業基準、届け出を定める必要があります。	<p>石綿含有成形板等（レベル3建材）については、大気汚染防止法第18条の14に作業基準が定められており、また、同法第18条の15第6項で、一定規模以上の解体等工事については事前調査結果の市への報告が定められています。</p> <p>このため、作業基準や届出制度を条例に設けることは考えていません。</p>	ウ
12	公共施設の石綿含有建材（レベル3を含む）の点検を行うとともに、改修・解体時に石綿飛散を行わない工事を実施することの明記が必要です。	<p>本市の公共施設については、すべて既に吹付け石綿の石綿使用状況を調査し把握しています。また、石綿含有断熱材等及び石綿含有成形板等については、改築・解体を行う際、大気汚染防止法に基づく事前調査により、あらかじめ把握できると考えています。</p> <p>大気汚染防止法では、レベル1から3の建材に応じた作業基準が定められており、その遵守により、飛散防止が図られると考えています。</p>	ウ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
13	石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理等の努力義務化をすべきです。	建築物の適正管理については、石綿の有無に関わらず、建築基準法第 8 条で「建築物の所有者等は、その建築物の構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定されており、その他にも、空家等対策の推進に関する特別措置法や民法などでも、所有者の管理責任が定められています。 このため、今回の条例改正で建築物の適正管理の努力義務を課す考えはありません。	ウ
14	解体工事等の排水処理方法の明確化をすべきです。	解体工事等に伴い石綿を含む排水が発生する作業としては、高圧水による切削除去などが考えられますが、その排水については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として回収の上、固液分離などの処理を行った後、固形分は最終処分場で適正に処分することが必要です。	ウ
15	P9 で特定粉じん排出等作業の届出全てに立入検査を行っているかとあります。それは今後ピークを迎えるまで行う予定ですか？	特定粉じん排出等作業の届出対象工事は、石綿の飛散を防止するため、個別に作業場の隔離状況等を確認する必要があることから、今後とも全て立入検査を行っていくこととしています。	ウ
16	立入検査は必ず人員が時間をかけて行わなければならないものですが、現在の人員体制はピークを迎えることができるほどの余力がありますか？ 業務内容的に、作業効率を上げるにも限度があり、さらに職員への負担が増えると審査に抜けがでる可能性が高まると、被害を被るのは市民です。現在の人員体制とピークを見越した人員体制について教えてください。	現在、特定粉じん排出等作業に係る立入検査は、他業務も兼ねる職員 8 名で対応しています。 石綿を使用している可能性のある建築物の解体は、全国的に令和 10 年頃がピークと推計されていることを踏まえ、今後とも、市内の解体等工事の発生件数等に応じ、人員体制や立入検査の方法を適宜見直し、効果的な監視指導体制の維持・向上に努めていきます。	ウ
17	アスベスト問題はよくわかりませんが、石綿とどう関係あるのかこの資料を見てもわかりません。	石綿とアスベストは同じ物質です。石綿は、使用方法や状態によっては飛散しやすく、人が吸い込むと呼吸器系の疾病を引き起こす恐れがあるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで飛散防止等が図られています。	ウ

2. アスベスト以外の規制に関するもの（5件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
18	<p>条例ではP2のとおり騒音に係る指定施設を設置した場合の届出を規定しています。環境省では令和3年12月21日付けで閣議決定された「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」で、同法の規制対象範囲が見直されています。今回の条例改正において、この閣議決定のような改正は行わないのでしょうか？</p>	<p>「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会報告書（令和4年2月15日 環境省）」では、規制見直しの検討対象であった定格出力7.5kW以上の空気圧縮機について、「設置の仕方によらず、生活環境保全上問題がないと評価できるものは存在しない」と結論付けられました。したがって、本条例の騒音に係る特定施設である1.5～7.5kW未満の空気圧縮機についても、規制の見直しは考えていません。</p>	イ
19	<p>大気関係ではボイラーについて見直しの検討がされていますが、大気や水質関係の他の施設については、現在の技術や環境の状況に見合った規制となるよう、見直すべきではないのでしょうか？</p>	<p>今回の条例改正におけるボイラーの規模要件の見直しは、国の規制改革で「伝熱面積と排ガス量には相関がない」とのことにより、法の規模要件から伝熱面積が撤廃されることを受けたもので、条例の規模要件からも伝熱面積を撤廃し、その結果、対象施設が法規制に一本化されることになるものです。</p> <p>その他の施設については、国の規制改革の動向を注視しつつ、本市の環境や社会状況を踏まえて、必要に応じて見直しを進めていきます。</p>	イ
20	<p>P10の「4.2.環境の改善に伴う一部規定の見直し」で述べられている条文を廃止することについては、時代にあっていると思うので賛成します。ここに、条例第15条の2の「事業者の屋外燃焼行為の制限」も削除していいのではないのでしょうか？この規定は平成8年に追加されていますが、平成13年4月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律で野焼きが禁止され、条例で規制した内容を包括したものとなっているため、条例で規定する意味が無いと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、法令に適合しない廃棄物の焼却は、廃棄物処理法第16条の2で規制されています。</p> <p>一方、条例第15条の2の「事業者の屋外燃焼行為の制限」の規定は、有価物を含めた行為を対象としているため、法に包括されておらず、したがって、当該条文の廃止は考えていません。</p>	イ

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
21	<p>第20条の「自動車の使用者等の努力義務」も廃止してよいのではないのでしょうか？</p> <p>現在市内を走行している大半の車の性能は条例制定時から相当向上していると思われ、特別努力義務を規定しなくても普通に車に乗っていれば騒音や大気汚染物質を環境の不可になるほど排出するものではないと思います。</p>	<p>近年の自動車の性能向上は、条例制定当時に比して著しいものがあり、また、市民の環境意識も向上しています。一方で、どれ程性能が良い車でも、適正な整備を怠り、不適切な運転をすれば、大気汚染や騒音、振動などにつながる恐れがあります。</p> <p>自動車は、使い方次第で環境影響を引き起こす恐れがあり、使用者等に一定の義務が求められるため、当該条文の廃止は考えていません。</p>	イ
22	<p>現代は、当該条例が制定された時代とは異なり、感覚公害が公害苦情の大半を占めるようになってきました。騒音、悪臭が主なものですが、当該条例には悪臭に係る規制がありません。現行の悪臭防止法では物質ごとの規制を守っていればいいのですが、規制値内であることが苦情の防止につながっていません。</p> <p>人の感覚により近い「三点比較式臭袋法」を条例で規定することをお願いしたいと思います。</p> <p>悪臭防止法では規制値内であっても三点比較式臭袋法では規制値超過となり、行政指導につながる事例が多くなると想像します。</p>	<p>「三点比較式臭袋法」（以下「臭袋法」という。）は、臭気を人の鼻で嗅いで、その強さを指数化する手法で、悪臭物質を濃度で規制する「濃度規制」と異なり、物質を特定せず、全般的な臭気の程度を判断できることが特徴です。一方で、臭気の程度を判定する者の臭いの感じ方の個人差の抑制策が不可欠といった課題があります。</p> <p>現在、本市の悪臭規制は、悪臭防止法に基づき「濃度規制」を採用しており、「臭袋法」は、悪臭対策の効果を確認するために実施したことはありますが、件数はまだ限られています。このため、条例での「臭袋法」の採用については、今後も適宜、測定実績を重ねて、多くの測定結果を分析して効果を検証し、規制手法としての採用の可否について検討を進めることとしています。</p> <p>なお、現在でも悪臭問題への対処については、物質の種類や濃度に関わらず、発生源の事業所の協力を得て、低減化に向け着実に対処しています。</p>	イ

3. 周知方法に関するもの（3件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
23	<p>アスベストの解体工事件数は、令和10年度をピークに、今後10年間ほど多いと予測されることから、公害防止条例にアスベスト規制を追加することは、時代のニーズに沿ったものと考えます。アスベストについては、従前から健康障害等で問題となった経緯があり、今回、条例による様々な取り組みをすることとなっていますが、従来においてもアスベストそのものや解体工事に伴う対応、人体への影響等の内容理解に困難さを感じており、今回の条例追加により、より一層の説明責任が必要と思われま</p> <p>事業者だけでなく市民にも十分理解できるように、また納得のいくような更なる説明をお願いするとともに、市政だよりや出前講演、市民センターでの広報活動等を通して十分な周知をお願いします。</p>	<p>今回の条例改正では、市の責務に「石綿の飛散を抑制するよう必要な措置を講ずること」を追記します。これまで本市は、市の広報紙、ホームページ、セミナーや出前講演などを通じて、事業者をはじめ、市民の皆さんへの周知に努めており、引き続き十分な周知に取り組んでいきます。</p> <p>適切な周知の実施について、資料「北九州市公害防止条例等の一部改正について」に追記します。</p> <p>なお、事業者の皆様におかれても、この情報を活用して施主をはじめとした工事関係者や周辺住民への説明等に取り組んでいただきたいと考えています。</p>	ア
24	<p>ホームセンターで、DIYのために工具や部品を買っている人をよく見かけます。新たな規制は自主施工者も対象になることから、DIYが好きな市民にも分かるよう、ホームセンターにポスターを掲示するなどして内容を周知してはどうでしょうか？</p>	<p>大気汚染防止法の石綿規制は、自主施工者にも適用されることから、市内のホームセンターの協力を得て、法の規制内容を説明したポスターの掲示を行っています。市民向けの広報紙、ホームページ等でも定期的に周知しており、条例の新たな規制内容についても、同様に周知していきます。</p> <p>適切な周知の実施について、資料「北九州市公害防止条例等の一部改正について」に追記します。</p>	ア
25	<p>市長は、石綿の解体等の事業者や自主施工者等とともに、市民に対しても石綿に関する最新の情報提供を行うことを明記すべきです。</p>	<p>石綿に関する情報は、従来から法改正の概要や住宅リフォームの際の注意点等を市の広報紙やホームページ等を通じ、随時提供してきました。情報発信については、今後とも積極的に取り組んでいきます。</p> <p>適切な周知の実施について、資料「北九州市公害防止条例等の一部改正について」に追記します。</p>	ア

4. その他（2件）

No	意見	本市（環境審議会事務局）の考え方	反映結果
26	<p>北九州市環境審議会が最終答申をまとめる中で、広く市民からパブリックコメントを求められたことは評価できます。今回の「北九州市公害防止条例等の一部改正について（パブリックコメント案）」は、条例改正に係る基本的な考え方が示されてはいるものの、具体的な条例文案が示されておらず、追加・修正案を述べるのが困難です。</p> <p>したがって、条例改正案を策定後、再度のパブリックコメントを行う必要があります。</p>	<p>今回のパブリックコメントでは、条例改正の”考え方”を提示して、広くご意見をいただき、条例改正に関する市への答申に活かしていくものです。</p> <p>このため、皆さんから寄せられたご意見は、環境審議会での議論を経て、市への答申に反映されることとなります。</p> <p>今後、市は、その答申を基に条例を見直すことになるため、内容に齟齬はありません。したがって、再度、パブリックコメントを行う必要はないと考えています。</p> <p>改正条例の内容について、市が責任をもって、広報紙等を通じて周知を図っていきます。</p>	ウ
27	<p>P5によると、「北九州市の大気汚染はアジア地域における大気汚染の影響が大きい」と書いてありますが、できれば、環境国際協力に強みがある北九州市が、中国の関係機関などに大気汚染防止にもっと本気で取り組むよう働きかけるべきではないでしょうか？</p>	<p>本市は、2013年に本市で開催された第15回日中韓三カ国環境大臣会合の合意に基づき、国と連携して、中国における大気汚染対策に関する都市間連携協力事業を実施してきました。</p> <p>その結果、参加した中国各都市におけるPM2.5の濃度が、事業開始時(2014年)に比べ、平均で30%以上減少するなど、大きな成果を上げてきました。</p> <p>本市では引き続き、友好都市や環境姉妹都市などのネットワークをベースに環境ビジネスを展開し、中国をはじめとしたアジア地域における環境課題の解決に取り組んでいきます。</p>	ウ